



国 総 海 第 6 4 号  
平成 28 年 1 月 27 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局  
海洋政策課



### 南極海域における重質油のバラストとしての使用の禁止について

南極海域における重質油のばら積み輸送及び燃料油としての積載については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書Iの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第5条の3第3項において禁止している。

今般、同附属書の当該規定に関する改正案が採択され、平成28年3月1日から、南極海域における重質油のバラストとしての使用についても禁止されることとなった。

日本籍船においては、一般に、船舶の通常の航行において重質油をバラストとして使用することは想定されておらず、これまで日本籍船による同海域における重質油のバラストとしての使用については確認されていないが、貴殿におかれましては上記改正内容につき、念のため承知されるとともに、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。

(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局海洋政策課

岸本 英希

TEL : 03-5253-8266 (直通)

